

第二十六回 参議院商工委員会議録 第二十四号

昭和三十二年四月二十四日(水曜日)午前十一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

松澤 兼人君

古池 信三君

近藤 信一君

政府委員	通商産業	長谷川四郎君	青柳 秀夫君	大谷 豊雄君	西川弥平治君	古池 信三君	近藤 信一君
事務局側	政務次官	通商産業省 通商産業局長 鈴木 義雄君	高橋 白井 阿部 助治君 相馬 雅孝君	竹松君 衛君	小西 一雄君 英雄君	青柳 秀夫君 大谷 豊雄君 白井 高橋	西川弥平治君 古池 信三君 近藤 信一君
会専門員	内閣提出	小田橋貞寿君					

○本日の会議に付した案件
○電子工業振興臨時措置法案(内閣提出)

○理事(近藤信一君) これより委員会を開会いたします。
委員長所用のため、ちょっと席におられませんので、私がかわって行います。

まず電子工業振興臨時措置法案を議題といたします。

本案につきましては、昨日内容の説明を聴取いたしましたので、これより本案の質疑に入ります。ただいま通産省から御出席になっておりますが、追つて公正取引委員会からも出席される予定であります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○豊田雅孝君 まず最初に伺いたいのは、機械工業振興臨時措置法と、電子工業振興臨時措置法との相互関係、これらをまず承わりたいと思います。

○政府委員(鈴木義雄君) 昨年成立いたしました機械工業振興臨時措置法と、電子工業振興臨時措置法との関係でござりますが、昨年の機械工業振興臨時措置法の中には、一部品関係で、電子関係の部品が含まれておる部分もござりますが、今後電子工業の振興をはかりますためには、機械工業振興法のシステムでは、これをやつていけないという結論が出来ました。従つてこのよしな法案が出たわけでござります。根本的の考

え方といたしましては、機械工業振興して、その設備を合理化し、専門生産を行なうといふふうな、いわば体質改善した部門、基礎部門、部品部門を中心とし、臨時措置法の方は、前にも御説明したと思ひますが、機械工業の立ちおくれた部門、基礎部門、部品部門を中心としまして、電子工業の合理化をやつていこう、か

なりな建前になつております。(しかし

ながら、ただいま御審議をいただきまざれませんので、私がかわって行います。

ういつた合理化をする部分もございますが、同時に電子工業は新しい産業として、非常に諸外国に対しても技術もおくれているというような問題で、製造技術を大いに伸ばすというような考え方、それから同時に、新しい製品を作り出していく考え方、いわば新規産業として伸びるという面、これを相当持つております。かような点から、從来の機械工業振興法のやり方ではやつていけない、かような点でこの電子工業振興臨時措置法案を提出いたしたわけあります。

もう少し具体的に申し上げますと、機械工業の方の法律でござりますと、機械工業の方の法律でござりますと、機械工業の法律でござりますと、機械工業振興法では振興計画を作りましてこの振興計画においては、第三条にござりますように、日本において製造技術が確立されていない、あるいは水準が低い分について製造技術に関する試験研究を、特に促進する必要がある、あるいは我が国において工業生産が行われていない、あるいは工業生産が非常に少ないもの、これを促進するという問題、こういうふうなものを持んでおりまして、わざわざ機械工業臨時措置法の方は、第三条第一項三号の「性能又は品質の改善、生産の低下」というふうな問題は、機械工業措置法によつてカバーされます

○豊田雅孝君 そうすると、今後は電子工業関係については機械工業振興の範疇から離れるということになりますか。

○政府委員(鈴木義雄君) さようですが、この法案は付則の一一番最後にあります。その点は付則の一一番最後に機械工業から電子工業を除くようになります。

○政府委員(鈴木義雄君) この法案を見ますと、独禁法の適用除外以外は、ほとんど行政措置でござると思えます。そのためが多いというふうに思われるのですが、あります。本法案を制定しなければならないというふんとうのねらいどころの多いものは、一休どこにあるのか、その点伺いたい。

○政府委員(鈴木義雄君) 御指摘のように純法律的に見ますと、独禁法の除外というのが法律的にはこの法案の大きな重点になるわけでござりますが、しかしながら、電子工業を振興しようという観点から見ますと、本法案で規定しておりますような電子工業の審議会を官民合同で設けまして、それに基づいて、國として電子工業の振興方策を掲げ、それに基づいて技術の推進、新規生産の促進並びに電子工業の合理化をはかるといふふうな点を特に多く取り入れました。國として電子工業の振興をはかりたい、こういう政策的なものがござります。

○政府委員(鈴木義雄君) これは、第三条第一項二、三のようないふうな性格を持つておられます。が、一、二、のようないふうな性格を持つておられます。また、今後税制の措置等におきまして、特に新規のものにつきまして、この体裁と同じ体裁を持ちまして、か

なりな考え方で提案して成立を見たの

であります。それから第三は、合理化関係の問題でございますが、従来この電子工業におきましても、部品関係の部門が、相当中小企業に依存しておるものが多いのでございます。これらの設備をできるだけ合理化し、あるいは専門生産を行い、あるいは規格を統一してコストを安くするかような方向に持つて、いきますために振興方策を立てまして、それによる資金の確保、あるいは独禁法の除外例として合理化法ルールの指示制によって認めていく、かのような方法で電子工業全般の均衡をはかつていきたい、かようなことでござります。

○豊田雅孝君 資金の確保と言ひうるので、どの程度の確保をしようと思つておるのか、全体の資金計画、それからそのうちで、どういう金融機関からの程度の資金を確保しようとしているのか、あるいはこの金利、それからそれと一般金利との比較等から十分推進になるのかどうか、そういう点を具体的にお伺いしたいと思います。

○政府委員(鈴木義雄君) 資金の確保につきましては、法律の第六条で資金の確保のための規定がござります。こ

の第六条の資金の確保の規定は、機械工業振興臨時措置法と同じ考え方でございまして、特に日本開発銀行の特別融資条件による資金の確保を、これは予定しております。それから電子工業全体といたしましては、まことに、非常に期待する分、いろいろございます。電子工業の中の大きなものの部分、たとえば東芝であるとか、日立であるとかいう非常に大きな企業につきまして

は、これは市中銀行からの借り入れの他自分でなかなか得る分が多いと考

えますが、特に部品部門あるいは材料部門の中小企業に属する部分につきま

しては、昨年やりました日本開発銀行の特別融資の方式をとつていただきたい、安いものは六分五厘だと思っております。そ

こで全体の三十一年度の、昨年の予想でございますが、電子工業振興に関する設備投資の予想は、大体われわれとい

いいたしましては五十億程度としておるのではあります。かように考えます。今

後、その設備投資の額を増加しなければならないと考えます。特に新しい、

新規の生産とか、合理化については、いろいろかような資金が必要なわけでござります。三十二年度といたしましては、先ほど申し上げました中小企業と

開銀の特別融資を対象とするものの所要資金が、大体われわれとしましては八億程度、そのうち五億程度を開銀の

特別融資として確保したい、かように考えておつて、目下開銀のワクが折衝

して折衝いたしておるわけでございまして、その数字は従いまして折衝いたしておるわけでございまして、三十二年度以降につきましては、さらにこの審議会ができるまでございまして、その数字は従いまして

きまして所要数量を政府として開銀の融資その他で確保していただきたい、かよ

うに考えておる次第でござります。得る、それから持ち込み担保、さよう

な条件でござります。

○政府委員(鈴木義雄君) 特別融資の場合には従来と、機械工業の場合と同じでございまして、金利は六分五厘、そ

れから償還期限は、場合によつては、企業によりまして十年程度までもなし

得る、それから持ち込み担保、さよう

な条件でござります。

○政府委員(鈴木義雄君) 次にお尋ねしたいと思つておるのは、この電子工業の振興についても、機械工業全体の振興にしても、機械工業だけの振興ということになるのでは、非常に問題が出てくると思うのであります。そういう点で、この電子工業に

つきましては大企業のみならず、中小企業の振興といふことを同時にやらなければいかぬ。ことに、中小企業は御承知のことく生産性の向上を一番今や

かましくいわなければならぬ際なんですかねがね中大小企業振興審議会で慎重審議せられ、そ

の答申が出ておりましたと思ひます

が、中小企業振興助成法案、これは一

向国会に出でてこないであります、これはどういう関係なんでありますよ

うか。また同時に、そういうことで

は、いかに電子工業の振興をやろうと

か、機械工業の振興をやろうとかいつたって、大きな線が抜けておるという

ようなふうに考えるであります、が、政府としてはどういうふうにお考へで

しょうか。

○政府委員(長谷川四郎君) 御指摘ご

の提携の問題は、六ヶ月前くらいから

そういうようなお話をありましたので、その点については、十分政府とし

ても考えなければならぬのじやない

かといふふうにお考へであります。また、今通産省としてはなるべく

べくそういう技術の全く必要な部面があ

るるべく防衛府で必要な部分が幾らかある

といふふうな点について、目下検討を加

っておりますので、なるべく国内の技術を振興するという点について、たと

えば防衛府で必要な部分が幾らかある

といふふうな点もお話しも承つてお

りますので、その点であるならば、な

るべく国内の技術を向上させていきた

い。そしてどうしても日本国内にお

いてできない、防衛府で使う部分があ

るとするならば、この部分はできたらも

のを購入しなければならないという点があるならば、それは購入すべきで、国内の技術をなるべく向上するという点に置いて、そういう大きな生産に入ることなく、中小企業の育成に尽していきたい、こう考えておるわけでございます。

○豊田雅幸君 私も技術提携につきましては、今長谷川政務次官が言われる所によれば、全く同感なんあります。新しいほんとうの、少し誇張して言えれば無から有を生ぜしめるような技術提携は、これは大いにけつこうだと思うのでありますけれども、單に多少のマス・プロになる程度の技術提携であつて、何ら本質的な技術の導入には触れておらぬといふよろなものについて技術提携をやり、そりとしてこれが既存の中小企業の存立を根本的におびやかすというようなことについては、これはよほど政府の方でしつかりした措置をおどりにならぬといかぬと思うのであります。しかし、これを実行せられる確信をお持ちでありますから、その点と同時に、将来中小企業振興助成法案をいつお出しになるのか、また、お出しになる法案について、たゞいま申しましたような、技術提携による中小企業の過当圧迫、これを抑制調整するよろな行き方を織り込むべきだと思うのであります。

○政府委員(長谷川四郎君) 現在考えておつた、提案しようといふ面には、そういう御指摘のよろな面は少なかつたと思うのでござりますが、御指摘の

ような点も十分考えなければならぬと思いますので、今後新たに、今国会には間に合わないと思ひますけれども、次回提案する場合には、ぜひともその点は十分織り込んでいかなければなりません。また一面、中小企業問題が全般をあげて今日のような大きな問題があります。また一面、中小企業問題が全般をあげて今日のような大きな問題があります。また一面、中小企業問題が全般をあげて今日のような大きな問題があります。

○豊田雅幸君 それでは、差し当たりRC問題については、先ほど來質疑、おどりにならぬといかぬと思ひのであります。この存立を根本的におびやかす過當な圧迫を既存業界に与えないような措置を、具体的に至急とられることを要望いたします。同時に、中小企業振興助成法案は、御承知の通り大約答弁のありました趣旨によりまして、過當な圧迫を既存業界に与えないような措置を、具体的に至急とられることを要望いたします。同時に、中小企業振興助成法案は、御承知の通り大約

R Cとの関係については、まだ調査が

ます。

○豊田雅幸君 それでは、差し当たりRC問題については、先ほど來質疑、おどりにならぬといかぬと思ひのであります。この存立を根本的におびやかす過當な圧迫を既存業界に与えないような措置を、具体的に至急とられることを要望いたします。同時に、中小企業振興助成法案は、御承知の通り大約答弁のありました趣旨によりまして、過當な圧迫を既存業界に与えないような措置を、具体的に至急とられることを要望いたしました。同時に、中小企業振興助成法案は、御承知の通り大約

R Cとの関係については、まだ調査が

ます。

○豊田雅幸君 時間もないようですが、そのほかに、今申す技術提携による、不必要な程度にまで至る過當進出、過當圧迫、これに對しての抑制調節の行き方を織り込まれるよろに強く要望いたしました。

○政府委員(鈴木義雄君) 防衛廳の需要につきましては、従来私の方でいろいろ書いてござります。これは今具体的にとく御質問でございましたが、これらは機械工業振興臨時措置法におきましても、同様の規定がござります。それから從来独禁法におきまして、これに似たような規定がござりますので、それらの立法の、それらの考え方と同じような考え方でわれわれとしても、同様の規定がござります。それから第八条の一號は、合理化の目標を達成するため必要な限度でいいわけでもあります。

○白川一雄君 電子工業は特に航空機、原子力、自動車工業といふものと密接な関係があるものですが、防衛廳が最近飛行機の事故を起すのを、現在数字的に調査をしておりますが、大体アメリカで製造もやめてしまつておるような飛行機を日本へ持つてきて、そして飛ばしておるから、たとえば十台入ったものが五台しか飛ばせない。これの部品をまかないとすれば、アメリカでもすでに製造やめてしまつて、いうふうな飛行機を自分で製造するなりすれば、中小企業も助かってくるのだし、防衛廳の行き方が、とにかく向うのものをすぐ安易に持つていいか。これは日本が自力で部品を製造するなりすれば、非常に私無理があるのじやないか。これは日本が自力で部品を製造するなりすれば、中小企業も助かって

くるのだし、防衛廳の行き方が、とにかく向うのものをすぐ安易に持つていいか。これは日本が自力で部品を製造するなりすれば、中小企業も助かって

ます。

○政府委員(鈴木義雄君) 第八条で共同行為につきまして、この三号に適合するものでなければならないといふ点は十分織り込んでいかなければなりません。また一面、中小企業問題が全般をあげて今日のような大きな問題があります。

○政府委員(鈴木義雄君) 同行為につきまして、この三号に適合するものでなければならないといふ点は十分織り込んでいかなければなりません。また一面、中小企業問題が全般をあげて今日のような大きな問題があります。

○政府委員(鈴木義雄君) 防衛廳の需要につきましては、従来私の方でいろいろ運輸をつけてやつております。たとえば航空機関係のジェット機器を作ります場合に、それの関係の電子機器、それはどういふうにしてやるかといふうなことにつきましては、これから第八条の一號は、合理化の目標を達成するため必要な限度でいいわけでもあります。

○白川一雄君 電子工業は特に航空機、原子力、自動車工業といふものと密接な関係があるものですが、防衛廳が最近飛行機の事故を起すのを、現在数字的に調査をしておりますが、大体アメリカで製造もやめてしまつておるような飛行機を日本へ持つてきて、そして飛ばしておるから、たとえば十台入ったものが五台しか飛ばせない。これの部品をまかないとすれば、アメリカでもすでに製造やめてしまつて、いうふうな飛行機を自分で製造するなりすれば、中小企業も助かって

くるのだし、防衛廳の行き方が、とにかく向うのものをすぐ安易に持つていいか。これは日本が自力で部品を製造するなりすれば、中小企業も助かって

衛廳との関係の密接なものがあるの

で、十分防衛庁の需要といふものと調

査されて、国内産業にこれを移すよう

に持つていいませんと、防衛力ができ

て国内産業が倒れてしまうという危険

性を、非常に持つておると思うのでござ

りますが、この点に対しても、通産省

当局ではどういうような御観察をして

おられるか。

○政府委員(鈴木義雄君) 防衛庁との

関係は、常にわれわれとしては連絡を

緊密にいたしておらましても、私の方に

も、たとえば航空機について申し上げ

ますと、航空機武器課というものが重工

業局にありますと、それが防衛庁の関

係當局と常に連絡をとり、さような問

題につきましては常に検討いたしてお

りまして、日本でできるものをできる

だけ伸ばしていきたい、かよな考え方

で常に処置しておるわけでございま

す。今後もさよな点で努力を払つて

いきたい、かよなうに考えております。

○白川一雄君 この間、防衛庁は二回

飛行機事故を出しましたが、あの二つ

の飛行機とも、アメリカでは製造を

とつくにやめてしまつて、アメリカで

は使つていない飛行機なのです。です

から自然部品もないと思ひます。ああ

いう部品を補充するには、今国内の

メーカーにやらしておるのでしょ

うあります。

○政府委員(鈴木義雄君) 両方あるよ

うに聞いております。正確に私、具

的にここで申し上げられないことは、

残念でございますが、両方あります。

と申しますのは、国内でできますもの

は、国内でできるだけやりたいと思つておりますが、一部やはり向うから飛行機工場は四苦八苦であるというの

が現状である。御承知通り一機種を

作るのに、治具代に五、六億円とい

う金のかかる仕事を、最初は月に十五機

やらせる、二十機やらせるというよ

うことでやらしておいて、実際になつ

てみると、月一機くらいしか作らせな

いよいよ現状で、非常に困つておるら

しいのですが、防衛庁はあんなすぐ

おつこちるような古手の、使い物にな

らぬ飛行機をもろうて、なつかつ、あ

れの使用を続けていくのかどうか。

くとすれば、せめてこれの部品は国内

産業で充実していかなければならぬ

と、こう思ひますが、その辺に非常に

盲点、ギャップがあるようになればわ

れは考えておるのでございますが、こう

いふ事柄に対する防衛庁の計画とい

うのを、通産省の方は完全につかんで

おられるのか、その点を伺いたいので

あります。

○政府委員(鈴木義雄君) 御指摘がございましたように、航空機工業は非常

に大きな資本を投下いたしまして、一

般に仕事をいたしますと、非常にリ

スクが多いわけであります。過去にお

いて御指摘のように防衛庁から発注が

あるといふことで準備を進めました

が、その後、計画変更によりまして非

常に困った事態が二、三年前ございま

いきました。

○理事(近藤信一君) ちょっと速記を

とめて。

○白川一雄君 私は的確な数字をつかむべく、現在日本がアメリカから入れておる飛行機は、いつごろもうすでに製造をやめておるか、また、日本に何台入れてどういう状態になつておるか、今調べておりますので、これの資料の整い次第、またこの点は、非常に電子工業等には関連性があると思いますので、重ねて伺うことにして、本日はこの程度にいたします。

○理事(近藤信一君) ちょっと速記を

とめて。

〔速記中止〕

〔理事近藤信一君退席、委員長着席〕

○委員長(松澤兼人君) 速記を起し

て。午後、電子工業関係の視察を行ふ

関係もありますので、残余の質疑は次

回に譲ることといたしまして、本日は

これにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

四月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

した。しかし、そういうふうな事例はできるだけないように、われわれは今後努力していくと考えておりますが、かりにさような場合に、防衛庁の需要関係については、當時民間の需要を把握いたしまして、と申しますより

が、常にいろいろなことがあります

合には、防衛庁と一体となつて航空機

工業は、われわれの方として推進して

おられますから、さよなな事態がそこを

おさないよう、われわれとしては

国産でやれるものは、できるだけ国産

を伸ばすというよな考え方で進めてい

きたいと考えております。

一、自転車競技法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十三日)

二、小型自動車競走法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十三日)